

春日部市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）とする。

(報告書の縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 春日部市環境経済部環境センター
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1か月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有

する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 春日部市環境経済部環境センター
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(見解書の作成等)

第7条 市長は、前条第2項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の提出期限満了の日の翌日から起算して2か月を経過する日までに、当該意見書に記載された意見に対する市長の見解を記載した書類を作成し、当該意見書を提出した者にこれを送付するものとする。

(環境影響評価との関係)

第8条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第9条 市長は、施設の設置又は変更に関する地域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域を管轄する市町村の長に報告書の写しを送付し、当該地域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、春日部市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。